

マドリッドハイライト (Madrid Highlights) (抄訳)

2013年12月 | No. 4/2013

○マドリッド同盟

マドリッド作業部会

2013年10月30日から11月1日までジュネーブで開催された標章の国際登録に関するマドリッド制度の法的展開に関する作業部会の第11回セッションの成果

マドリッド作業部会で討議に付された文書は、「マドリッドハイライト」の第3号でも参照することができますし、また、以下のマドリッド制度のウェブサイトからも入手することができます。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=29762

作業部会の第11回セッションには、46のマドリッド同盟締約国、オブザーバーステータスを持つ13カ国、1つの政府間組織及び8つの国際非政府組織の代表が出席しました。この会合では、次の文書が議論に付され、下記の結論に達しました。

I. 標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に関する議定書に基づく共通規則の改正案 (文書MM/LD/WG/11/2)

作業部会は、2014年の会合で採択するために、マドリッド同盟総会に対し、共通規則について以下の3つの改正案を勧告することで合意しました。

(1) 出願人又は名義人が所定の期限を遵守できない場合の救済措置の導入

出願人又は名義人が所定の期限を遵守できない場合、今後は、出願／事後指定／変更又はライセンスの記録請求に関する処理の継続を請求できるようにする。提案されたこの新しい第5規則の2とは、国際事務局が受理した出願又は特定の請求を回復させ、処理を継続することができるようにするものであり、その際の手数料としては、200スイスフランが提案されています。

(2) 国際登録の一部更新

指定締約国が商品及び役務の限られた数の区分に対してのみ保護を付与する場合、今後、この決定は更新プロセスで反映されるようになるため、名義人は、更新の期限以前に **Limitation** (限定) を請求しなくても、当該の保護された区分に関する国際登録を更新

できるようにする。これは、指定締約国が個別手数料を必要とする場合に支払われる手数料の総額に大きく影響する可能性があります。

(3) 国際登録の更新がない場合の名義人及びその代理人に対する通報

更新がなかったために国際登録が取り消される場合、今後は、指定締約国だけでなく名義人及びその代理人に対しても、この旨の通報が義務付ける。

II. 国際登録の記録の分割又は併合を導入する提案（文書MM/LD/WG/11/3）

作業部会は、国際登録の分割の導入可能性について討議を継続し、次回セッションのために、国際事務局と指定締約国の両方のレベルでの国際登録の分割及び併合の運用について詳細な情報を提供する文書を作成するように国際事務局に求めました。さらに、この文書では、分割及び併合の実施が締約国、特にその作業負荷に与える影響を説明するとともに、国際事務局のコスト及び作業負荷に与える影響を分析し、最後にこの実施期限を提案する予定です。

III. 効力の消滅、セントラルアタック及びトランスフォーメーション（変更）に関する情報（文書MM/LD/WG/11/4）

このトピックは、作業部会の第9回セッションから続いており、基礎要件の撤廃の可能性（ノルウェーからの提案）に関するこれまでの討議から生じたものです。これらの討議では、マドリッド制度の利用に関する統計不足に伴ってセントラルアタックの問題が取り上げられました。作業部会は、従属性の原則の凍結に関するあらゆる側面を分析し、討議で取り上げられた様々な懸念事項、特にセントラルアタックと悪意を有する国際出願に言及した文書を作成することを国際事務局に求めました。

IV. 標章の国際登録に関するマドリッド協定の第14条(1)及び(2)(a)の適用の凍結に関する提案（文書MM/LD/WG/11/5）

この文書では、協定の第14条(1)及び(2)(a)の適用凍結の可能性について取り上げ、すべての条約の凍結に関連したWIPOの歴史における2つの前例にも言及しています。作業部会は、第13回セッションのために、公的な国際法を踏まえて、国際条約の全部又は一部を凍結するための法的枠組みとその考えられる結果をレビューした文書を作成することを国際事務局に求めました。さらに、この文書では、標章の国際登録に関するマドリッド協定の第14条(1)及び(2)(a)の適用を凍結しなくても文書MM/LD/WG/11/5で提案された目的を達成できるその他のオプションについても検討します。

マドリッド作業部会ラウンドテーブルの成果

第3回マドリッド作業部会ラウンドテーブルが、同作業部会の第11回セッション開催週の2013年10月29日に開催されました。

このラウンドテーブルは、国際事務局と、各官庁、政府間組織及び商標名義人や代理人を代表する組織の代表者との間でネットワークを構築し、それぞれの経験を共有するためのプラットフォームを作成する絶好の機会を提供しています。今回のラウンドテーブルは、作業部会から締約国及び組織の両方の代表者60名が参加して、大成功を収めました。

今回のラウンドテーブルの主なトピックは、マドリッド制度の展開に関する最新情報、国際出願における欠陥通報及びそれを削減する方法、商品と役務の限定、マドリッド制度における通信方法でした。

マドリッド作業部会ラウンドテーブルで行われたプレゼンテーションの資料は、以下のマドリッド制度のウェブサイトからダウンロードできます。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=31426

○加盟国情報

マドリッド議定書の第8条(7)に基づく個別手数料

マドリッド議定書の第8条(7)に基づく個別手数料の料金変更

マドリッド制度に基づいて、スイス、インド及びコロンビアを領域指定する国際出願、国際登録の事後指定又は国際登録の更新において支払うべき個別手数料の新しい料金が設定され、お知らせ (Information Notices) の No. 30/2013、No. 31/2013、No. 32/2013にそれぞれ記載されています。

○オンラインサービス

大企業によるMadrid Portfolio Manager (MPM) サービスへの登録

マドリッド制度に基づく国際登録の非常に重要な商標名義人である2つの企業が、最近、Madrid Portfolio Manager (MPM) のサービスに登録しました。これらは、世界最大の製薬会社の1つで、1250を超える国際登録のポートフォリオを持つスイスの大企業 Novartis Pharma AGと、500以上もの国際登録を所有するオーストリアの有名な食品・飲料会社であるRed Bull AGです。

MPMを使用して出願を管理するメリットを認識する国際登録名義人が増加しています。本サービスは、以下のURLにアクセスすることをご利用頂けます。

<https://www3.wipo.int/login/en/mpm/index.jsp>

詳細及びご不明な点については、e-marks@wipo.intにメールでお問い合わせください。

新しいWIPOウェブサイトのオンラインサービス

最も利用が多いオンラインサービスは、以下のマドリッド制度のホームページの中央にある「**Key Resources**」に列挙されています。すべてのサービスにアクセスするには、「**All resources**」を選択してください。

<http://www.wipo.int/madrid/en/>

事後指定の提出に関する最新情報

最新版のマドリッドハイライトで、事後指定の提出に関する新しいマドリッドオンラインサービスの開始をお知らせしました。

最も利用頻度が高いユーザーによってパイロットグループを形成し、本サービスにアクセスして頂き、相当数の事務処理に成功しています。これらのユーザーのフィードバックに基づいていくつかの改善が行われ、新しいバージョンのテストを行っています。このサービスは、来年初めに開始予定で、マドリッド制度のウェブサイト（上記のウェブアドレスを参照）にある「**Key resources – All resources**」でご利用頂けるようになります。

○マドリッド制度のポイント

マドリッド制度運用における実務例: トランスフォーメーション (変更)

□ 本国官庁が基礎標章の効力の消滅を理由に国際登録の取消を請求する場合、名義人は、指定締約国の官庁に対し同一の標章に係る国内又は広域出願を行うことにより、自身の権利をTransformation（変更）することができます。

- Transformation（変更）は、議定書によってのみ規定されています。
- Transformation（変更）は、従属期間5年以内の基礎出願又は登録の全体的又は部分的な「効力の消滅」の結果として国際登録が取り消された後にのみ行うことができます。
- Transformation（変更）は、従属の効果を制限します。
- Transformation（変更）により、国際登録の名義人は、国際登録を、指定締約国の官庁に直接提出される国内又は広域出願にTransformation（変更）することによって、その権利を維持することができます。
- Transformation（変更）は、本国官庁の要求に応じて国際登録の取消が国際登録簿に記録された日から3箇月以内に提出されなければなりません。

- **Transformation**（変更）の申請は、指定締約国の官庁によって、国際登録日又は事後指定日に提出されたものとみなされます。
- 実際のプロセスは国内法、規則及び実務に従います（WIPOの手続きではありません）。

質問1. 基礎出願又は登録が取り消されなくても、国際登録に基づく一部の指定を異なる国内登録に「**Transformation**（変更）」することは可能ですか。

回答1. **Transformation**（変更）は、議定書の第6条(4)に従って本国官庁によって国際登録の取消が要求された後にのみ行うことができます。したがって、名義人がその国際登録の保護を自ら制限又は放棄するか、あるいは国際登録の取消を請求する場合は、議定書の第9条の5の規定に従って国際登録の国内出願への**Transformation**（変更）を請求し、国際登録日を維持することはできません。

質問2. 基礎出願が1年以上前に取り消されましたが、国際事務局はまだその取消を国際登録簿に記録していません。**Transformation**（変更）を申請するために、国際事務局は、可能な限り早急に、名義人である私と指定官庁にその旨を通報する必要があります。

回答2. 国際事務局は、基礎出願又は登録の効力が消滅したことを本国官庁が通報しない限り、第6条(4)に基づいて国際登録の取消を記録することができません。本国官庁は、従属期間5年以内に基礎出願又は登録の効力が消滅した場合にのみ国際事務局にその旨を通報する義務があります。ただし、**Transformation**（変更）申請の期限3箇月は、基礎出願又は登録の効力が消滅した日ではなく取消が国際登録簿に記録された日から開始されることに注意してください。さらに、**Transformation**（変更）の申請は、指定締約国の官庁によって、国際登録日又は事後指定日に提出されたものとみなされます。

質問3. 議定書の第6条(4)に従って、本国官庁の要求で国際登録の取消に関する通知を受け取りました。しかし、国際事務局から送付された通知状には、国際登録が取り消された日が記載されていません。取消日は、国際登録簿に記録された日又は基礎出願が取り消された有効日のどちらですか。

回答3. 国際登録に記録された日が国際登録の取消日です。したがって、国内出願は、国際登録簿への記録日から3箇月以内に提出する必要があります。

質問4. **Transformation**（変更）申請の提出に使用できる様式はありますか。

回答4. この申請提出については、議定書又は規則上で規定されているものではありません。また、国際事務局は一切関わりません。国内又は広域出願への**Transformation**

(変更)を実施するための手順を決定するのは、各締約国です。これはもっぱら、取り消された国際登録の名義人と前記登録で指定された締約国の官庁の間の問題であるため、国際事務局は、Transformation (変更)の申請を提出するための様式を設けていません。様々な締約国におけるTransformation (変更)手続きについては、以下のウェブページをご参照ください。各国官庁から報告されている各締約国のTransformation (変更)手続きは、「Miscellaneous」タブに掲載されています。

http://www.wipo.int/madrid/en/members/ipoffices_info.html

○有益な情報

世界知的財産報告書2013

ブランド - グローバル市場における社会的評価とイメージ

ブランドは、日常生活で重要な役割を果たしています。企業にとって、ブランドが与える評判やイメージは、競争上の優位性をもたらす重要な要素になる場合があります。しかし、ブランド化が経済に与える影響を示す証拠はまだ限られています。

世界知的所有権機関 (WIPO) が発行した世界知的財産報告書2013は、今日のグローバル市場においてブランドが果たす役割を調査したものです。この報告書では、ブランド化と商標の使用が近年どのように進展してきたか、国によってどのような違いがあるか、ブランド市場の背景事情はどうなっているか、経済研究は商標ポリシーについてどのような教訓を示しているか、及びブランド化戦略が企業のイノベーション活動にどのような影響を与えるかについて説明しています。

詳細については、以下のウェブページをご覧ください。このページには、この報告書に関するプレスリリースへのリンクも掲載されています。また、近日中に、発表会のビデオも上映される予定です。

http://www.wipo.int/econ_stat/en/economics/wipr

マドリッド制度に関する年次報告書2013

マドリッド制度に関する年次報告書の2013年版は、多数の知財庁の支援を受けてWIPOが作成したもので、マドリッド制度の利用とその管理 (収入と手数料) について包括的な統計及びその他の情報、地理的範囲と法的枠組みの展開に関する最新情報がまとめられています。

マドリッド制度に関する年次報告書2013は、以下のWIPOウェブサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/export/sites/www/freepublications/en/marks/940/wipo_pub_940_2012.pdf

また、publications.mail@wipo.int宛てにメールを送付して、印刷版 (無料) を注文することもできます。

世界知的財産指標 – 2013

WIPOの世界知的財産指標2013では、特許、実用新案、商標、意匠、微生物と植物品種の保護といった知的財産の分野を網羅する幅広い範囲の指標が提供されています。これは、国内及び広域IP官庁、WIPO、世界銀行、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）からのデータに基づいて作成されたものです。

世界知的財産指標2013は、以下のWIPOのウェブサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/export/sites/www/freepublications/en/intproperty/941/wipo_pub_941_2013.pdf

また、publications.mail@wipo.int宛てにメールを送付して、印刷版（無料）を注文することもできます。

マドリッド制度に関するユーザーの証言: マダガスカルの商標 “DZAMA”

マドリッド制度がユーザーにとってどのような意味があるかを調べるために、最近この制度を利用した企業の1つであるVIDZARへのインタビューを行いました。同社は、30年以上にもわたってラム酒とリキュールを醸造しているマダガスカルの企業です。同社は、その輸出振興戦略を進める上で、マドリッド制度は信頼性があり、質の高い手段であると回答しました。

VIDZARのようなLDC企業にとってマドリッド制度が非常に役立つツールになっている理由、及びDZAMAなどの商標の保護範囲を国際的に拡張する方法を知るために、このインタビューを収録した新しいビデオをぜひご覧ください。このビデオは、シリーズ「What Users Say About the Madrid System（マドリッド制度に関するユーザーの感想）」で視聴することができます。

<http://www.wipo.int/multimedia/en/madrid/madrid-videos/index.html>

標章の国際登録に関するマドリッド制度についてのセミナーの成果

WIPOは引き続き、トレーニングを、ユーザーの間でマドリッド制度のより効果的な利用を推進するための最善のイニシアチブと考えています。

このセミナーは1996年から続くもので、ユーザーの希望に応え、マドリッド制度の可能性に関するガイダンスや日常の法律上・管理上の論点を取り扱い、最近の進展及び動向に関する必要不可欠な最新情報の提供を目的にしています。

この度、2013年11月28日及び29日にジュネーブのWIPO国際事務局で第49回標章の国際登録に関するマドリッド制度についてのセミナーが開催されました。

今回のセミナーには、25カ国から45名を超える方が参加しました。主に産業界から独立した及び企業内商標代理人（パラリーガル及び弁理士）の方々の、商標の国際登録の出願提出及び／又は国際登録の管理を行っている方々でした。

セミナーには、いくつかの国内知財庁の代表者にもご参加頂きました。

このイベントは、春と秋の年2回、ジュネーブのWIPO本部で開催されます。本件に関する最新情報をご希望の方は、**Madrid E-Newsletter**をご購読ください。マドリッド制度に関する事項や今後行われる会議及びセミナーについてのお知らせが自動的にメールで届きます。

<http://www.wipo.int/madrid/en/subscribe.html>

WIPOの休業日（2014年）

共通規則の第32規則(2)(v)に従い、世界知的所有権機関（WIPO）国際事務局は、土曜日、日曜日に加えて以下の日程を休業日とする旨をユーザーに通報します。

2014年1月1日水曜日（元旦）

2014年1月2日木曜日（年始休暇）

2014年4月18日金曜日（聖金曜日）

2014年4月21日月曜日（復活祭の月曜日）

2014年5月29日木曜日（昇天祭）

2014年6月9日月曜日（聖霊降誕祭の月曜日）

2014年9月11日木曜日（ジュネーブ断食祭）

2014年10月6日月曜日（犠牲祭）

2014年12月25日木曜日（クリスマス）

2014年12月26日金曜日（クリスマス休暇）

詳細については、お知らせ（Information Notice）のNo. 33/2013をご参照ください。

マドリッドカスタマーサービス - クリスマス休暇中の営業日

クリスマス休暇期間中、WIPOの正式な休業日（上記参照）に加えて2013年12月24日も、マドリッドカスタマーサービスへの電話はつながらないのでご注意ください。

2013年12月23日月曜日	通常どおりの営業時間
2013年12月24日火曜日	IBは営業しますが、カスタマーサービスは休業させていただきます。
2013年12月25日水曜日	IBは休業させていただきます。
2013年12月26日木曜日	IBは休業させていただきます。
2013年12月27日金曜日	通常どおりの営業時間
2013年12月30日月曜日	通常どおりの営業時間
2013年12月31日火曜日	通常どおりの営業時間
2014年1月1日水曜日	IBは休業させていただきます。
2014年1月2日木曜日	IBは休業させていただきます。
2014年1月3日金曜日	通常どおりの営業時間

ご不明な点がございましたら、マドリッドチームにご連絡頂くか、intreg.mail@wipo.int宛てにメールをお送りください。